

(参考12:再発行申請書)

中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認書の再発行申請

令和4年10月15日

東京都知事 殿

会社所在地
会社名
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎

令和4年4月15日付け「産労商創工第〇号」による中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認書について、再発行を申請します。

記

1 個人の氏名及び住所

関東 経一
埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1

<組合経由の場合、下記を追記>

- ① 民法組合等の名称及び所在地
- ② 当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地
- ③ 出資価額割合

2 取得株式数

100株

<組合経由の場合、下記を追記>

- ④ 民法組合の取得株数

3 払込金額

1株 1,000円

<組合経由の場合、下記を追記>

- ⑤ 民法組合等の払込金額
- ⑥ 払込み

4 払込金額の総額

100,000円

5 払込期日 (又は成立の日)

令和3年9月15日

6 再発行申請理由

●●のため

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
(記載要領)

1 個人の氏名及び住所

株式を個人が民法組合等(民法第667条第1項に規定する投資信託に関する法律第2条第2項に規定する投資信託)を通じて取得した場合は、民法組合等(民法第667条第1項に規定する投資信託に関する法律第2条第2項に規定する投資信託)の名称及び住所(民法組合にあっては無限責任組合員)の名称及び住所を記載してください。

2 取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、民法組合等の名称及び住所を記載してください。

4 払込金額の総額

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、民法組合等の名称及び住所を記載してください。

(注1) 直接投資の場合

左記の(記載要領)以下を削除してください。

(注2) 担当者に連絡が必要な場合

次の場合は、東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当までご連絡ください。

- ・「事前確認書」の再発行申請
- ・冒頭文の文書番号「産労商創工第〇号」が不明

(注3) 申請時の提出書類

申請時は、次の書類を提出してください。

- ・再発行申請書(本書類)
- ・履歴事項全部証明書(写し)
- ・発行済の確認申請書(手元にある場合のみ)